

平成 2 4 年度用 ねんきん定期便の見直し

—— 目 次 ——

| | |
|--------------------------|-----|
| ○ 基本方針..... | 1 頁 |
| 《参考》「ねんきん定期便」の概要..... | 2 頁 |
| ○ 「ねんきん定期便」の見直し(案) | 3 頁 |

〔 日本年金機構 〕

平成24年度用 ねんきん定期便の見直し（案）

1. 基本方針

- (1) 平成24年度に送付する「ねんきん定期便」については、下記の理由により記述内容の簡素化を図る。
- 現行の「ねんきん定期便」は分量が多く、読み切れないとのご指摘があるところ。（「ねんきん定期便」の節目年齢については、昨年の文書モニター会議で記述のわかりやすさについて検討してもらった）
 - 「ねんきん定期便」も3年目に入り、記録の確認が進んでいること。
 - 「ねんきんネット」もスタートしており、これによりご自身の年金記録や年金見込額が確認できること。
- (2) 記述内容を簡素化し、郵送形態を原則、ハガキとすることにより、コストの削減を図る。
- 節目年齢（35歳、45歳及び58歳）以外の方に送付するねんきん定期便は、原則、ハガキで送付する。
※ 厚生労働省の24年度予算要求では、「ねんきん定期便については、インターネットで確認できるようにするとともに、郵便葉書での送付によりコスト削減を図る」とされている。

例) パンフレットに詳細な説明を記載していたが、内容を精査したうえ、必要最小限の説明とした。

※詳細な説明を望む場合は、ホームページやコールセンターへ誘導する。

2. 留意点

- 今回お示しした「ねんきん定期便」の様式は、ハガキ化した節目年齢（35歳、45歳及び58歳）以外の方にお知らせする様式を提示。（節目年齢の方の様式は原則、23年度定期便様式（封書による送付）と同様）
- 見直しは24年4月実施。

(注) 24年4月からの改善実施のため、11月中旬には改善内容を固める。

《参考》

○ ねんきん定期便の概要

「ねんきん定期便」の目的

「ねんきん定期便」は、保険料納付の実績や将来の給付に関する情報をわかりやすい形でお知らせし、年金制度に加入していることや年金給付と保険料負担の関係を実感していただき、現役世代、特に若い世代の方に年金制度に対する理解を深めていただくことにより、以て国民の年金制度に対する信頼を向上させることを目的としています。

「ねんきん定期便」の経過

「ねんきん定期便」は、平成21年度より国民年金、厚生年金保険に加入しているすべての方に、誕生月に送付しています。

平成21年度においては、すべての年金加入記録を全員に通知しました。平成22年度以降は、節目の年齢（35、45、58歳）の方にはすべての年金加入記録を、節目の年齢以外の方には直近1年間の年金加入記録を通知しています。

「ねんきん定期便」の法的位置付け

○ 国民年金法 第14条の2

厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

○ 厚生年金保険法 第31条の2

厚生労働大臣は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

○ 国民年金法施行規則 第15条の2

法第14条の2の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。ただし、厚生年金保険法施行規則第12条の2の規定による厚生労働大臣の通知が行われる場合は、この限りでない。

一 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 第1号被保険者としての被保険者期間 被保険者期間の月数、最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び被保険者期間における保険料の納付状況に応じた保険料の総額

ロ 第2号被保険者としての被保険者期間（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。（次項第2号においても同じ。）） 厚生年金保険法施行規則第12条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項

ハ 第3号被保険者としての期間 被保険者期間の月数

二 老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の見込額

三 その他の必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が35歳、45歳及び58歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び厚生年金保険法施行規則第12条の2第1項第2号に掲げる事項を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更の履歴（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。）

二 すべての第1号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに第2号被保険者としての被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

○ 厚生年金保険法施行規則 第12条の2

法第31条の2の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 被保険者期間の月数

二 最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

三 被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）

四 国民年金法施行規則第15条の2第1項第1号（ロを除く。）に掲げる事項

五 国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額

六 その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が35歳、45歳及び58歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 国民年金法施行規則第15条の2第2項第1号に掲げる事項

二 すべての国民年金法第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

平成24年度 定期便 (案)
「50歳未満 節目年齢以外」

表面

事例の設定
 ・30歳代の女性
 ・20歳から22歳まで国民年金第1号加入及び納付
 ・22歳から32歳まで厚生年金保険加入
 ・32歳から数ヶ月間、国民年金第1号加入及び納付、その後34歳まで第3号加入
 ・34歳から36歳まで厚生年金保険加入
 ・現在、国民年金第3号加入中

※ 年金額及び保険料額は架空の金額を表示しているため、正確な金額ではないこと

料金後納郵便

999-9999
 XXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXX 様
 999-99999999-999999999999999
 999999999999 999-999999

大切なお知らせ

ねんきん定期便を送付します

差出人

日本年金機構
Japan Pension Service

※ このマークは、音声コードです。活字文書読み上げ装置に挿入すると、目の不自由な方でも封筒情報を音声で聞くことができます。



〒168-8505
 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
 (※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

← ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。 →

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成23年4月〇〇日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。

照会番号 123 456 789 012

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

1 これまでの年金加入期間

| 国民年金 | | | 厚生年金保険 | 船員保険 | 年金加入期間合計 (未納期間を除く) |
|----------------------|---------|---------------------|--------|------|-----------------------|
| 第1号被保険者 (未納期間を除く) | 第3号被保険者 | 国民年金合計 (未納期間を除く) | | | |
| 27 月 | 21 月 | 48 月 | 144 月 | 0 月 | 192 月 |

2 これまでの加入実績に応じた年金額(今後の加入実績により年金額は増加します。)

| | | |
|-----------------------------------|------|-----------|
| (1)これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額 | (年額) | 292,100 円 |
| (2)これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額 | (年額) | 164,000 円 |
| これまでの加入実績に応じた老齢年金額【老齢基礎年金+老齢厚生年金】 | (年額) | 456,100 円 |

※年金額は、これまでの加入実績(厚生年金基金加入期間を含む)に応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。
 ※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間(未納期間及び同月内での重複加入期間を除く)が必要です。
 ※年金額が出力されていない場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合は 9,122,000 円になります。
 (60歳まで加入した場合等の年金見込額は「ねんきんネット」で試算できます。)

(参考)これまでの保険料納付額

| | | |
|--------------------------------|-------|-------------|
| (1)国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額) | (累計額) | 334,100 円 |
| (2)厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額) | (累計額) | 2,037,366 円 |
| これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】 | (累計額) | 2,371,466 円 |

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使って計算したものです。(付加保険料額は含めて、前納は割引額を控除して、追納は加算額を加算して算出しています。)

※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って以下の前提で計算したものです。

- ・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について算出しています。
- ・厚生年金基金加入期間は、免除保険料を除いて計算しています。(裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています。)

○ さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

平成24年度 定期便(案)
「50歳未満 節目年齢以外」

裏面

日本年金機構ホームページのご案内

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)では、「ねんきん定期便」の見方など詳細な説明を含め、年金に関する情報を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！



お問い合わせの際は、裏面の照会番号もしくは基礎年金番号をお知らせください。

0570-058-555

※050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ○月～金曜日：午前9～午後8時まで
○第2土曜日：午前9～午後5時まで
* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「最近の月別状況です」の見方

国民年金(第1号・第3号)納付状況欄について

納付済・・・保険料を納めている期間(保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納・・・保険料を納めていない期間
3号納付・・・第3号被保険者である期間
全額免除・・・保険料の納付が全額免除されている期間
半額免除・・・保険料の納付が半額免除されている期間
半額未納・・・保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間
3/4免除・・・保険料の納付が3/4免除されている期間
3/4未納・・・保険料の納付が3/4免除されているが、残りの1/4の保険料を納めていない期間
1/4免除・・・保険料の納付が1/4免除されている期間
1/4未納・・・保険料の納付が1/4免除されているが、残りの3/4の保険料を納めていない期間
学生特例等・・・学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間
付加・・・付加保険料を納めている期間

最近の月別状況です

今回お知らせする加入状況は、平成22年2月から平成23年2月までの期間を平成23年4月〇〇日時点の情報で作成しています。

| 年月(平成) | 国民年金(第1号・第3号)納付状況 | 厚生年金保険 | | |
|--------|-------------------|---------|--------|--------|
| | | 標準報酬月額 | 標準賞与額 | 保険料納付額 |
| 22年2月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年3月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年4月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年5月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年6月 | | 220,000 | 95,000 | 24,733 |
| 22年7月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年8月 | 3号納付 | | | |
| 22年9月 | 3号納付 | | | |
| 22年10月 | 3号納付 | | | |
| 22年11月 | 3号納付 | | | |
| 22年12月 | 3号納付 | | | |
| 23年1月 | 3号納付 | | | |
| 23年2月 | 3号納付 | | | |

郵 便 便 法

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

「ねんきんネット」サービス

- ◆ いつでも最新の年金記録が確認できます！
インターネットでいつでも、「ねんきん定期便」より新しい年金記録を確認できます。直近の1年間だけでなく、これまでのすべての期間の記録をご確認いただくことが可能です。
- ◆ 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！
年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、赤字で表示されています。
- ◆ 将来の年金額が試算できます！
「60歳まで加入した場合の年金額は」、「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」など、複数の試算条件を設定して表やグラフで比較検討ができます。

わずか5分で利用登録！

日本年金機構のホームページから下記の「アクセスキー」で利用登録を行うと、その場でユーザIDが発行され、ご自身の年金情報をご確認いただけます。

※即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3ヶ月です。お早目に申込みをお願いいたします。(期限後も、ホームページで利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行には5日間程度かかります。)

※利用登録の際には「基礎年金番号」の入力が必要になりますので、お手元に年金手帳や基礎年金番号通知書、もしくは以前にお送りした「ねんきん定期便」や「ねんきん特別便」をご用意ください。

あなたの
アクセスキー 1234 5678 9012 3456 7

詳しくは「ねんきんネット」で検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

平成24年度 定期便(案)
「50歳以上 節目年齢以外」

表面

事例の設定

- ・50歳代の女性
- ・20歳から22歳まで学生のためカラ期間
- ・22歳から26歳まで厚生年金保険加入
- ・26歳から49歳まで国民年金第3号被保険者
- ・49歳から50歳まで厚生年金保険に加入
- ・現在、国民年金第3号加入中

注) 経過的加算

65歳からは特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となりますが、定額部分の額が厚生年金保険加入期間に基づく老齢基礎年金よりも高い額の場合は、当分の間その差額が老齢厚生年金に加算(経過的加算)されます。

※ 年金額及び保険料額は架空の金額を表示しているため、正確な金額ではないこと

料金後納郵便

999-9999

XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXX 様

999-99999999-9999999999999999



999999999999 999-999999

ねんきん定期便を送付します

差出人

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

※ このマークは、音声コードです。
活字文書読み上げ装置に導入すると、
目の不自由な方でも封筒情報を音声で
聞くことができます。



← ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。 →

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成23年4月〇〇日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。

照会番号 123 456 789 012

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

1 これまでの年金加入期間

| 国民年金 | | | 厚生年金保険 | 船員保険 | 年金加入期間合計 (未納期間を除く) |
|----------------------|---------|---------------------|--------|------|-----------------------|
| 第1号被保険者 (未納期間を除く) | 第3号被保険者 | 国民年金合計 (未納期間を除く) | | | |
| 0 月 | 286 月 | 286 月 | 50 月 | 0 月 | 336 月 |

2 老齢年金の見込額 (作成日時点での見込額です。ご自身の加入状況の変化や毎年の経済の動向など種々の要因により変化します。あくまでも目安として参考にしてください。)

| 年金を受けられる年齢 | 60 歳 | | 64 歳 | | 65 歳 | |
|----------------|----------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------|---------------------------------|
| | 基礎年金 | 特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) | 特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) | 特別支給の老齢厚生年金 (定額部分) | 老齢基礎年金 | 老齢厚生年金 (報酬比例部分) (経過的加算部分) |
| 1年間の受取見込額 | 90,207 円 | 90,207 円 | 90,207 円 | 82,543 円 | 599,000 円 | 90,207 円 33 円 |
| 年金額(1年間の受取見込額) | 90,200 円 | | 172,800 円 | | 689,200 円 | |

※老齢年金の見込額は、現在の加入制度の記録を60歳まで延長して計算しています。(厚生年金基金から受給できる部分は除いて計算しています。)
※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間(未納期間及び同月内での重複加入期間を除く)が必要です。
※年金額が出力されていない場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

(参考) これまでの保険料納付額

| | | |
|---------------------------------|-------|-----------|
| (1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額) | (累計額) | 0 円 |
| (2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額) | (累計額) | 408,058 円 |
| これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】 | (累計額) | 408,058 円 |

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使って計算したものです。(付加保険料額は含めて、前納は割引額を控除して、追納は加算額を加算して算出しています。)

※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って以下の前提で計算したものです。

- ・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について算出しています。
- ・厚生年金基金加入期間は、免除保険料を除いて計算しています。(裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています。)

○ さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

平成24年度 定期便(案)
「50歳以上 節目年齢以外」

裏面

日本年金機構ホームページのご案内

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)では、「ねんきん定期便」の見方など詳細な説明を含め、年金に関する情報を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！



お問い合わせの際は、裏面の照会番号もしくは基礎年金番号をお知らせください。

0570-058-555

※050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ○月～金曜日：午前9～午後8時まで
○第2土曜日：午前9～午後5時まで
* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「最近の月別状況です」の見方

国民年金(第1号・第3号)納付状況欄について

- 納付済・・・保険料を納めている期間(保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
- 未納・・・保険料を納めていない期間
- 3号納付・・・第3号被保険者である期間
- 全額免除・・・保険料の納付が全額免除されている期間
- 半額免除・・・保険料の納付が半額免除されている期間
- 半額未納・・・保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間
- 3/4免除・・・保険料の納付が3/4免除されている期間
- 3/4未納・・・保険料の納付が3/4免除されているが、残りの1/4の保険料を納めていない期間
- 1/4免除・・・保険料の納付が1/4免除されている期間
- 1/4未納・・・保険料の納付が1/4免除されているが、残りの3/4の保険料を納めていない期間
- 学生特例等・・・学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間
- 付加・・・付加保険料を納めている期間

最近の月別状況です。

今回お知らせする加入状況は、平成22年2月から平成23年2月までの期間を平成23年4月〇〇日時点の情報で作成しています。

| 年月 (平成) | 国民年金 (第1号・第3号) 納付状況 | 厚生年金保険 | | |
|------------|---------------------------|------------|-----------|------------|
| | | 標準報酬 月額 | 標準 賞与額 | 保険料 納付額 |
| 22年2月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年3月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年4月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年5月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年6月 | | 220,000 | 95,000 | 24,733 |
| 22年7月 | | 220,000 | | 17,274 |
| 22年8月 | 3号納付 | | | |
| 22年9月 | 3号納付 | | | |
| 22年10月 | 3号納付 | | | |
| 22年11月 | 3号納付 | | | |
| 22年12月 | 3号納付 | | | |
| 23年1月 | 3号納付 | | | |
| 23年2月 | 3号納付 | | | |

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

「ねんきんネット」サービス

- ◆ いつでも最新の年金記録が確認できます！
インターネットでいつでも、「ねんきん定期便」より新しい年金記録を確認できます。直近の1年間だけでなく、これまでのすべての期間の記録をご確認いただくことが可能です。
- ◆ 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！
年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、赤字で表示されています。
- ◆ 将来の年金額が試算できます！
「60歳まで加入した場合の年金額は」、「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」など、複数の試算条件を設定して表やグラフで比較検討ができます。

わずか5分で利用登録！

日本年金機構のホームページから下記の「アクセスキー」で利用登録を行うと、その場でユーザIDが発行され、ご自身の年金情報をご確認いただけます。

※即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3ヶ月です。お早目に申込みをお願いいたします。(期限後も、ホームページで利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行には5日間程度かかります。)

※利用登録の際には「基礎年金番号」の入力が必要になりますので、お手元に年金手帳や基礎年金番号通知書、もしくは以前にお送りした「ねんきん定期便」や「ねんきん特別便」をご用意ください。

あなたの
アクセスキー **1234 5678 9012 3456 7**

詳しくは「ねんきんネット」で検索
http://www.nenkin.go.jp/n_net/